

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年２月９日
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　金上　孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	国際のＥＴＦ　ＶＩＸ短期先物指数
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限１兆円
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

国際のＥＴＦ ＶＩＸ短期先物指数
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託者である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額^{*}に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額（以下「購入価額」といいます。）とします。

なお、原則として午後３時まで、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

＊ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した１口当たりの純資産額をいいます。

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、以下の通りです。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、37,800円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または購入価額に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

（６）【申込単位】

１万口以上１口単位（当初元本１口＝13,092円）

（７）【申込期間】

平成28年２月10日から平成29年２月13日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、取得の申込みはできません。

a．取得申込日またはその翌営業日が、次のいずれかの日（以下「海外休業日」といいます。）に該当する場合

- ・ CBOE^{*1} 先物取引所（CBOE Futures Exchange）の休業日
- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日
- ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ ロンドンの銀行の休業日

*1 Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所）

b．取得申込日が、「日本における委託会社または受託会社^{*2}の休業日（以下「国内休業日」といいます。）、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合

*2 信託契約に係る受託者である野村信託銀行株式会社をいいます。以下同じ。

c．取得申込日が、ファンドの計算期間終了日の５営業日前から起算して４営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の６営業日前から起算して５営業日以内の日）に該当する場合

d．上記a．～c．のほか、委託会社が、投資方針^{*3}に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

*3 投資方針については、「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ２ 投資方針（１）投資方針」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における取得の申込みについては受け付けることができます。

申込期間は、前記継続申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金^{*}を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

* 申込代金は、申込金額（購入価額に申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a．金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、取得申込に伴うファンドの主要投資対象である指数連動有価証券^{*}への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

^{*} 指数連動有価証券については、「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 １ ファンドの性格 （１）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」をご覧ください。

- b．申込代金には利息をつけません。

- c．振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

指数連動有価証券^{*}への投資を通じて、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

^{*} 指数連動有価証券については、「ファンドの特色」をご覧ください。

信託金の限度額

2,000億円です。

^{*} 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉 となる資産）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型 特殊型
	海外	債券	MRF	
追加型投信		不動産投信		
	内外	その他資産	ETF	
		資産複合		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり	日経225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 （隔月）	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年12回 （毎月）	アジア オセアニア	なし	T O P I X その他 （ S&P 500 VIX短期 先物指数 ）
不動産投信	日々	中南米		
その他資産	その他	アフリカ		
資産複合		中近東（中東） エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

債券 社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

ファンドは、対象指数（S&P 500 VIX短期先物指数）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（社債）を主要投資対象とします。このため、実際の組入資産を示す属性区分表の投資対象資産（債券）と収益の源泉となる資産を示す商品分類表の投資対象資産（その他資産）とは異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファンドの特色

- ① 指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指します。

<S&P 500 VIX短期先物指数について>

S&P 500 VIX短期先物指数とは、CBOE^{*1}先物取引所（CBOE Futures Exchange）に上場されているVIX指数^{*2}先物の第1限月と第2限月をロールオーバー^{*3}した場合のリターンを指数化したものです。

- * 1 Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所）
- * 2 VIX指数について
「VIX」とは、ボラティリティ・インデックス(Volatility Index)を指します。VIX指数とは、CBOEがアメリカの主要株価指数の1つであるS&P500種指数のオプション取引の値動きをもとに算出・公表するものであり、将来の株式市場に対する投資家心理を示すものとして利用されています。数値が高いほど投資家が相場の先行きに不透明感を持っているとされます。
- * 3 日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1ヵ月に維持しています。

- 指数連動有価証券^{*4}を主要投資対象とします。

- * 4 指数連動有価証券とは、対象指数(対象指数を円換算したものを含みます。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(社債)をいいます。

当ファンドにおける指数連動有価証券への投資について

投資する指数連動有価証券(社債)の選定にあたっては、発行条件を重視することにより、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率が、当ファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります。(発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合もあります。)

- 基準価額の変動率を、円換算^{*5}した対象指数の変動率に一致させることを目指します。

- * 5 対象指数の円換算は、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値をかけて計算します。

- ・ 取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。この場合、一時的に、指数連動有価証券への投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

(注) ・ 当ファンドは、あくまでも円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。
 ・ 当ファンドは、中長期的には時間的価値の減価などによる影響を受ける傾向があると考えられます。
 ・ VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

- 市況動向等によっては、外国有価証券指数等先物取引^{*6}を利用する場合があります。

この場合、先物取引の約定価格と終値との価格差等の要因により、一時的に、投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

- * 6 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

* 資金動向や市況動向等の事情によっては、①のような運用ができない場合があります。

② 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年11月14日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

【収益分配方針】

- 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- 分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

* 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

③ 受益権は金融商品取引所に上場されています。

- 受益権が上場されている金融商品取引所は、東京証券取引所です。（上場日：2010年12月20日）
 - 東京証券取引所の取引時間中であればいつでも次により売買することができます。
 - ・ 売買単位は1口単位です。
 - ・ 売買手数料は、取次ぎの証券会社が独自に定める金額とします。
 - ・ 売買方法は原則として株式と同様です。
- くわしくは取次ぎの証券会社へお問い合わせください。

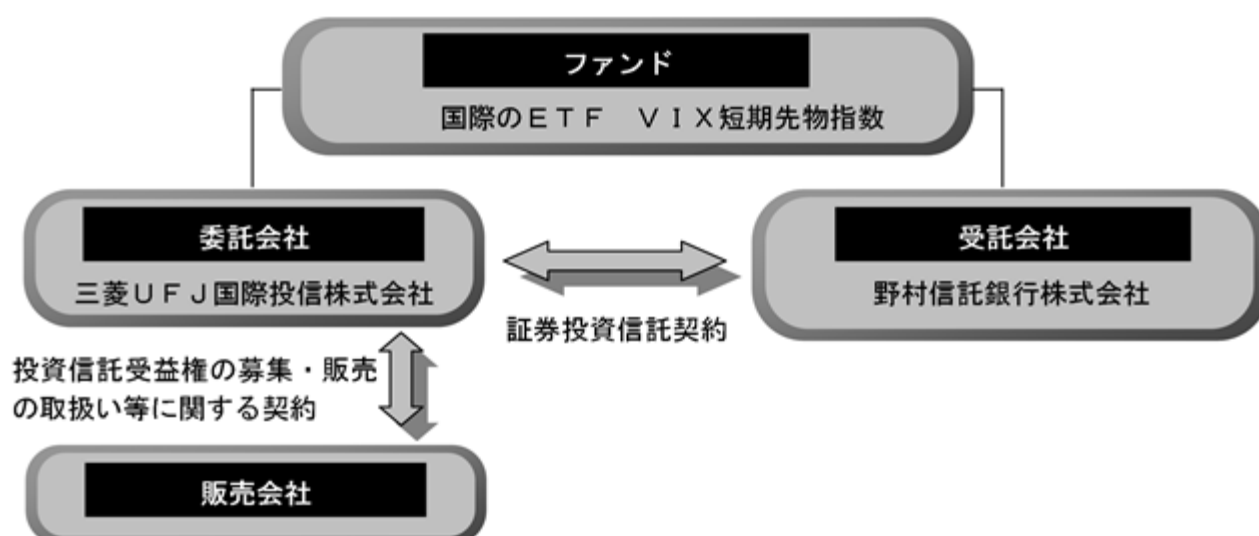
Standard & Poor's® S&P® S&P 500® Standard & Poor's 500® S&P 500 VIX Short-Term Futures™は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービス・エル・エル・シー（以下S&P）が所有する登録商標であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に対して利用許諾が与えられています。VIXは、Chicago Board Options Exchange, Incorporated（以下CBOE）が所有する登録商標であり、S&Pに対して利用許諾が与えられています。S&P、及びその関係会社、もしくはCBOEは「国際のETF VIX短期先物指数」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&P及びCBOEは、当指数又はそれらに含まれるデータの使用により、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年12月15日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
 平成22年12月20日 受益権を株式会社大阪証券取引所（現「株式会社東京証券取引所」）へ上場
 平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a．委託会社（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社）
ファンドの運用指図等を行います。
- b．受託会社（野村信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c．販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集等の取扱い、一部解約事務および一部解約金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a．資本金（平成27年11月末現在）
2,000百万円
- b．沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- c．大株主の状況（平成27年11月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	50.97%
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.01%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.00%

- d．金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

指数連動有価証券^{*1}への投資を通じて、基準価額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

- * 1 指数連動有価証券とは、対象指数^{*2}（対象指数を円換算したものを含みます。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券をいいます。以下同じ。
- * 2 対象指数とは、S&P 500 VIX短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return）をいいます。以下同じ。

投資態度

- a．指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指します。なお、取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。この場合、一時的に、指数連動有価証券への投資比率がファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。
- b．市況動向等によっては、対象指数に係る外国有価証券指数等先物取引（外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引をいいます。以下同じ。）を利用することがあります。この場合、先物取引の約定価格と終値との価格差等の要因により、一時的に、投資比率がファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。
- c．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d．資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

指数連動有価証券を主要投資対象とします。なお、市況動向等によっては、外国有価証券指数等先物取引に係る権利に投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（５）○信託約款に定める投資制限の に定めるものに限ります。）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、指数連動有価証券（次に掲げる有価証券のうちb．からe．に掲げるものに限るものとします。）のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券
- b．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、d．の証券およびe．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

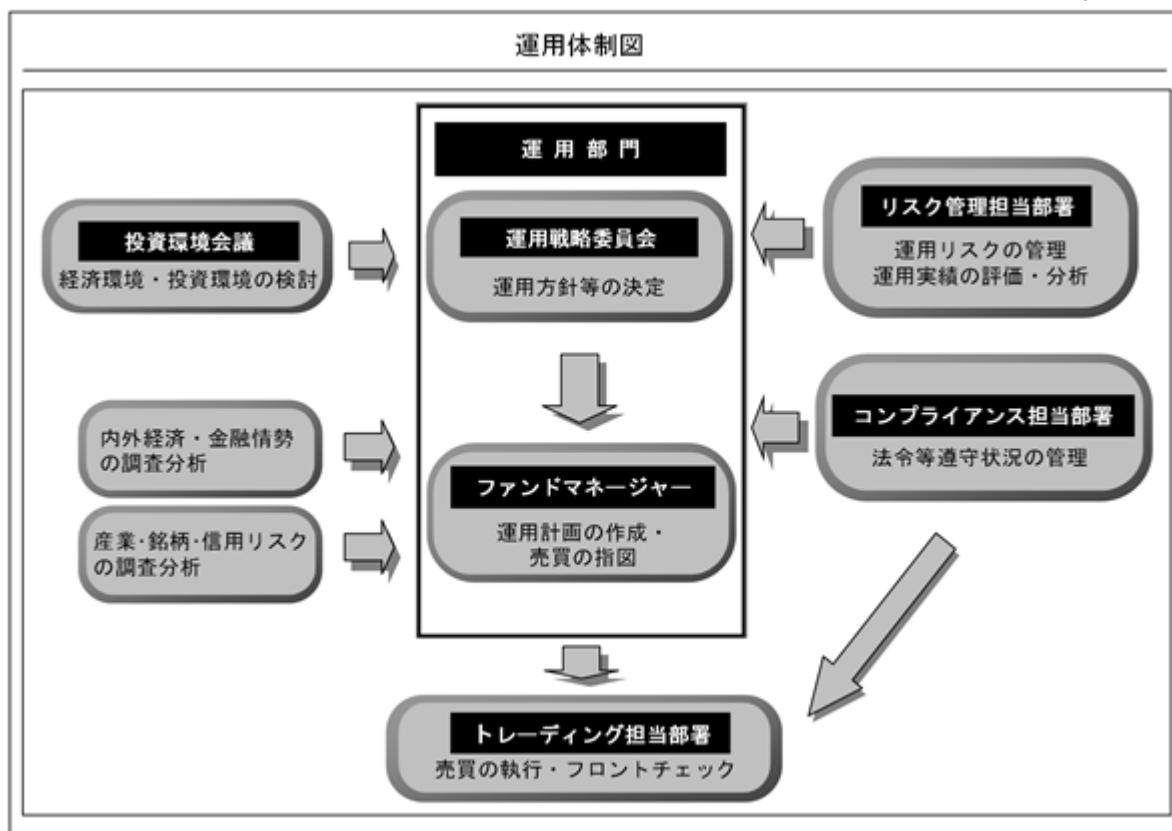
先物取引等

（３）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成27年11月末現在）

会議	役割・機能
投資環境会議	投資環境会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用戦略委員会	運用戦略委員会を開催し、運用方針等の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用戦略委員会にて運用方針が承認された後、運用計画を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

- ・ファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー４名程度で行います。
- ・トレーディング担当部署においては30名程度、リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規則」において、運用方針等を決定する機関として運用戦略委員会をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために服務規程を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年11月14日に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

b．分配対象収益についての分配方針

分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、投資方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

収益分配金は、原則として受託会社が、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後40日以内の委託会社の指定する日から、名義登録受益者（計算期間終了日現在における受益者として、受託会社が作成する受益者名簿に名義登録されている者をいいます。以下同じ。）があらかじめ指定した預金口座等に振り込む方式により支払います。なお、名義登録受益者が受益権を上場している金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

収益の分配方式

配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）と前期から繰越した分配準備積立金は、諸経費^{*}、信託報酬およびこれらに係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残金を受益者に分配すること、または、収益分配金額の調整のため、その一部または全部を分配準備積立金として次期に繰越すことができます。なお、配当等収益から諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額ならびに前期から繰越した負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

^{*} 諸経費とは、信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）、ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額をいいます。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

デリバティブの利用

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資

投資信託証券（上場投資信託証券^{*}を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

^{*} 金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。

先物取引等の運用指図

a．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

b．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

ファンドの対象指数であるS&P 500 VIX短期先物指数は、VIX指数先物取引の価格に基づくものであり、VIX指数の算出元であるS&P500種指数のオプション取引の価格の影響により変動します。ファンドは、主に対象指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券に投資しますので、対象指数が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

なお、一般的に、対象指数の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい傾向にありますので、十分ご注意ください。

（対象指数の詳細については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」をご覧ください。）

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の債券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

- ・ 投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- ・ 指数連動有価証券への投資にあたっては、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率がファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります（発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合もあります。）。当該発行体の信用状況の著しい悪化等によりデフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じた場合には、一時的に基準価額の算出が困難となることがあり、また、信託財産が毀損されることにより算出可能後のファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a．円換算した対象指数とファンドの基準価額の主な乖離要因

ファンドは、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、次のような要因により、円換算した対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。

- ・ ファンドの信託報酬や、投資している指数連動有価証券の保有に係る費用等の負担があること
- ・ 指数連動有価証券の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で、指数連動有価証券の投資比率が必ずしもファンドの純資産総額の100%とならないこと
- ・ 資金の流出入と、当該資金の流出入に伴う指数連動有価証券の売買との間に時間差が生じること
- ・ 外貨建資産の評価に用いる対顧客電信売買相場の仲値が、公表後に修正される場合があること

なお、上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

- b．ファンドの受益権は、金融商品取引所に上場され、当該金融商品取引所で取引されます。その取引価格は、当該金融商品取引所における需給関係によって形成されるため、必ずしも対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離が生じます。
- c．分配対象収益の全額を分配することを原則としますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。特に、ファンドの主要投資対象である指数連動有価証券からは、原則として配当等収益は得られないことから、分配金額がゼロとなることが想定されます。
- d．受益権の総口数が1万口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- e．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、繰上償還されます。
- f．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

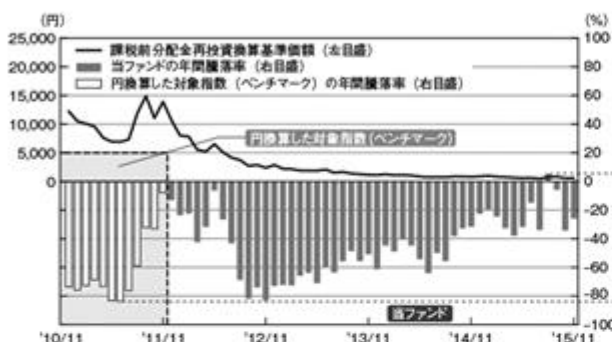
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

- * 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの年間騰落率について、定量的に比較できるようにするための参考情報として記載しています。

●当ファンドの年間騰落率および課税前分配金再投資換算基準価額の推移

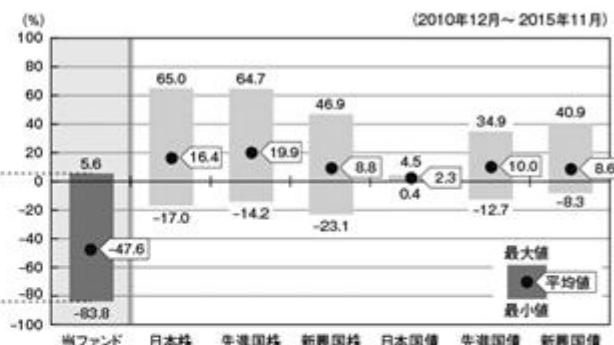


※当ファンドの年間騰落率は、2011年12月～2015年11月です。
(2010年12月15日設定)

※円換算した対象指数（ベンチマーク）の年間騰落率は、2010年12月～2011年11月です。

※課税前分配金再投資換算基準価額は、2010年12月末～2015年11月末です。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



(出所) Bloomberg

(注) 全ての代表的な資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドについては、当ファンドの年間騰落率が計算できない期間（2010年12月～2011年11月）については当ファンドの年間騰落率のデータの代わりに円換算した対象指数（ベンチマーク）の年間騰落率のデータを用いて算出しています。

※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱ＵＦＪ国際投信が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記において年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

※当ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記(右図)は、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2010年12月から2015年11月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、当ファンドについては、当ファンドの年間騰落率が計算できない期間（2010年12月から2011年11月）については当ファンドの年間騰落率のデータの代わりに円換算した対象指数（ベンチマーク）の年間騰落率のデータを用いて算出しています。

※対象指数とは、S&P 500 VIX短期先物指数をいいます。円換算した対象指数は、基準日前営業日のS&P 500 VIX短期先物指数（出所：Bloomberg）の値を基準日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により三菱ＵＦＪ国際投信が円換算し算出したものです。

<代表的な資産クラスの指数>

日本株：TOPIX®配当込み指数、先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（税引き後配当込み、円換算）、新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み、円換算）、日本国債：NOMURA-BPI国債、先進国国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）、新興国国債：J.P.モルガンGBI-EMブロード（円ベース）

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースまたは三菱ＵＦＪ国際投信が円換算した指数を採用しています。各指数の詳細は後記「代表的な資産クラスの指数について」をご参照ください。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

円換算した対象指数（ベンチマーク）の情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

代表的な資産クラスの指数について**・TOPIX[®]配当込み指数**

TOPIX[®]配当込み指数は、東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象とした株価指数であり、配当を考慮して算出しています。TOPIX[®]配当込み指数は、（株）東京証券取引所およびそのグループ会社（以下、「東証等」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCIコクサイ・インデックス（税引き後配当込み、円換算）**・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み、円換算）**

MSCIコクサイ・インデックス（税引き後配当込み、円換算）は、MSCIコクサイ・インデックス（税引き後配当込み、米ドルベース）を三菱ＵＦＪ国際投信が円換算したものであり、日本を除く世界主要先進国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です（出所：MSCI）。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み、円換算）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み、米ドルベース）を三菱ＵＦＪ国際投信が円換算したものであり、世界主要新興国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です（出所：MSCI）。

ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、日本で発行されている公募の固定利付国債を対象とした債券指数です。「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる三菱ＵＦＪ国際投信の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

・J.P.モルガンGBI-EMブロード（円ベース）

J.P.モルガンGBI-EMブロード（円ベース）は、新興国政府が発行する現地通貨建て国債を対象とした債券指数です。情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan からの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

支払先	申込手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	37,800円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または購入価額 [*] に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。 [*] 購入価額とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額をいいます。	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約

支払先	解約手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	37,800円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または一部解約の実行の請求の受付日（以下「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額 [*] を控除した価額に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。解約手数料は消費税等相当額を含みます。 [*] 一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.05%	解約に関する事務手続等

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

買取り

支払先	買取手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	買取請求の受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。買取手数料は消費税等相当額を含みます。	買取りに関する事務手続等

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

解約、買取手続の詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.3888%（税抜0.3600%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：

保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成27年11月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3100%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.0500%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用等

- a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および商標使用料等、ならびにこれらに係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.00432%（税抜0.00400%）以内の率）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

指数連動有価証券の保有に係る費用

ファンドの主要投資対象である指数連動有価証券の保有に係る費用^{*}についても受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ^{*} 組入れている指数連動有価証券の時価相当額に対して年率0.4～0.6%程度（ただし、当該費用は、あくまでも平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。）

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ^{*} 組入れている有価証券や売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、上場証券投資信託となります。

- * 以下の内容は、平成27年11月末現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	売却金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	解約金			
	償還金			

*1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

*2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。
- 3 上場証券投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、上記制度の適用を受けるためには、分配金の受取方法として、「分配金を販売会社の口座で受領する方法（株式数比例配分方式）」を選択している必要があります。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託（上場証券投資信託も含まれます。）などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

対象	税率等
収益分配金	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315% [*] （所得税）
売却金	通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。
解約金	
償還金	

* 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
社債券	アメリカ	18,001,471,553	111.45
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,849,209,821	11.45
純資産総額		16,152,261,732	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

平成27年11月30日現在

国 / 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	VIX SHORT JPM1603 NOTE	社債券	—	125,130,000.00	9,042.93	11,315,427,749	—	65.52
					8,457.9993	10,583,494,524	2016/03/31	
アメリカ	VIX SHORT BARC2012 NOTE	社債券	—	1,997,260,000.00	397.72	7,943,641,418	—	45.93
					371.4076	7,417,977,029	2020/12/10	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成27年11月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
社債券	111.45
合 計	111.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成27年11月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 (１口当たりの純資産価額)	東京証券取引所 取引価格
第1計算期間末日 (平成23年11月14日)	4,424,843,967 (分配付) 4,424,843,967 (分配落)	13,181 (分配付) 13,181 (分配落)	13,100
第2計算期間末日 (平成24年11月14日)	10,007,230,054 (分配付) 10,007,230,054 (分配落)	2,726 (分配付) 2,726 (分配落)	2,733
第3計算期間末日 (平成25年11月14日)	9,980,936,213 (分配付) 9,980,936,213 (分配落)	1,194 (分配付) 1,194 (分配落)	1,196
第4計算期間末日 (平成26年11月14日)	14,611,455,173 (分配付) 14,611,455,173 (分配落)	847 (分配付) 847 (分配落)	847
第5計算期間末日 (平成27年11月14日)	17,616,241,352 (分配付) 17,616,241,352 (分配落)	635 (分配付) 635 (分配落)	633
平成26年11月末日	15,520,891,933	792	798
12月末日	14,598,778,655	861	860
平成27年 1月末日	17,559,094,548	983	999
2月末日	21,231,323,889	829	834
3月末日	27,136,722,277	756	763
4月末日	31,205,166,821	643	642
5月末日	29,789,111,075	585	589
6月末日	33,340,559,354	629	610
7月末日	22,961,363,839	498	500
8月末日	33,567,809,317	772	799
9月末日	16,268,708,618	808	780
10月末日	13,798,617,347	562	560
11月末日	16,152,261,732	587	591

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.67
第2計算期間	79.31
第3計算期間	56.19
第4計算期間	29.06
第5計算期間	25.02

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

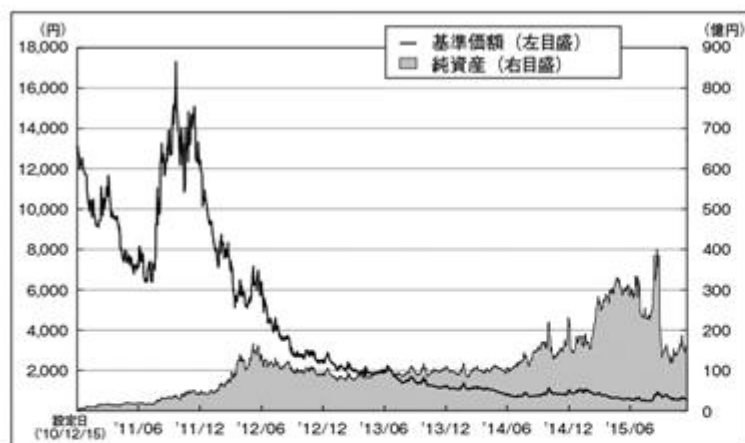
(４) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	358,000	22,300	335,700
第2計算期間	3,685,000	350,000	3,670,700
第3計算期間	5,620,000	930,000	8,360,700
第4計算期間	19,070,000	10,174,149	17,256,551
第5計算期間	59,838,000	49,348,919	27,745,632

（参考情報）運用実績

2015年11月30日現在

● 基準価額・純資産の推移



● 分配の推移（1口当たり、課税前）

2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
2012年11月	0円
2011年11月	0円
設定来累計	0円

● 基準価額・純資産

項目	金額
基準価額	587円
純資産	161.5億円

● 主要な資産の状況

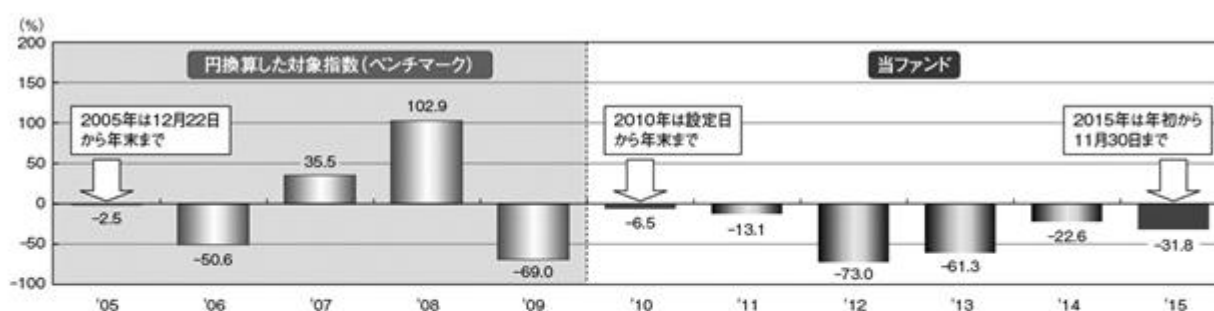
※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率です。

組入銘柄

	種 類	銘柄名	比率(%)
1	社債券	VIX SHORT JPM1603 NOTE	65.5
2	社債券	VIX SHORT BARC2012 NOTE	45.9

● 年間収益率の推移（暦年ベース）

※当ファンドの年間収益率は、基準価額を基に算出しています。



注意事項

- ・対象指数とは、S&P 500 VIX短期先物指数をいいます。
- ・S&P 500 VIX短期先物指数は、2005年12月20日の指数値を100,000として米ドル建てで算出しています。
- ・円換算した対象指数は、基準日前営業日のS&P 500 VIX短期先物指数（出所：Bloomberg）の値を基準日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJ国際投信が円換算し算出したものです。
- ・円換算した対象指数は、2005年12月21日より算出されるため、当該指数の2005年の年間収益率は、2005年12月22日から年末までの値を記載しています。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

円換算した対象指数（ベンチマーク）の情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みにには制限を設ける場合があります。

- ・ 次のいずれかに該当する場合には、取得の申込みはできません。
 - ａ．取得申込日またはその翌営業日が、次のいずれかの日（以下「海外休業日」といいます。）に該当する場合（海外休業日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ CBOE^{* 1} 先物取引所（CBOE Futures Exchange）の休業日
 - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
 - ＊ 1 Chicago Board Options Exchange（シカゴオプション取引所）
 - ｂ．取得申込日が、「日本における委託会社または受託会社の休業日（以下「国内休業日」といいます。）、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合
 - ｃ．取得申込日が、計算期間終了日の５営業日前から起算して４営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の６営業日前から起算して５営業日以内の日）に該当する場合
 - ｄ．上記 ａ．～ ｃ．のほか、委託会社が投資方針^{* 2}に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合
 - ＊ 2 投資方針については、「第１ ファンドの状況 ２ 投資方針（１）投資方針」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における取得の申込みについては受け付けることができます。

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、取得申込みに伴う指数連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（１） 申込単位

１万口以上１口単位（当初元本１口＝13,092円）

- (2) 申込価額
取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加算した価額をいいます。以下「購入価額」といいます。
- (3) 申込手数料
37,800円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または購入価額に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（申込手数料は消費税等相当額を含みます。）
- (4) 追加設定時信託財産留保額
取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額の0.05%
- (5) 申込代金
購入価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額
- (6) 払込期日
取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約

- 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該一部解約の実行の請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。
 - 次のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求はできません。
 - a. 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、海外休業日のいずれかに該当する場合
 - b. 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合
 - c. 一部解約の実行の請求日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日（ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日）に該当する場合
 - d. 一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目までの期間に海外休業日がある場合の当該請求日
 - e. 上記a.～d.のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合
- なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については受け付けることができます。
- （上記により一部解約の実行の請求を受け付けない期日および期間を、以下「一部解約請求不可日」といいます。）
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、一部解約に伴う指数連動有価証券の売却等ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。
 - 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該計算日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額とします。

- ・ 解約価額は、販売会社において確認できます。

受益者が一部解約の実行の請求を行うとき、販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に当該一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、一部解約の実行の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約単位

1万口以上1口単位

解約価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額

解約手数料

37,800円（税抜35,000円）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める額、または一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を控除した価額に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（解約手数料は消費税等相当額を含みます。）

解約時信託財産留保額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.05%

支払日

一部解約代金は、原則として一部解約請求受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(2) 買取り

- ・ 販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付を中止することおよびすでに受付けた買取請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 買取価額は、販売会社において確認できます。

買取単位

1口単位

買取価額

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額

買取手数料

買取請求の受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額（買取手数料は消費税等相当額を含みます。）

支払日

販売会社が指定する期日にお支払いします。

買取手続きの詳細につきましては、販売会社に確認してください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a．公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

b．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、以下の通りです。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成22年12月15日以降、無期限とします。

（４）【計算期間】

毎年11月15日から翌年11月14日までとします。

ただし、第１計算期間は平成22年12月15日から平成23年11月14日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が１万口を下ることとなった場合、円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- c. 委託会社は、a. の信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. からf. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、「重大な約款の変更」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c．b．の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．b．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．b．からe．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結する投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」および同施行規則により、ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。

金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所^{*}（以下「受益権上場取引所」といいます。）に上場申請を行うものとし、当該受益権は、受益権上場取引所の定める諸規則等に基づき受益権上場取引所の承認を得たうえで、受益権上場取引所に上場されるものとします。

^{*} 平成27年11月末現在、「別に定める金融商品取引所」は以下の通りです。

- ・株式会社東京証券取引所

委託会社は、この信託の受益権が受益権上場取引所に上場された場合には、受益権上場取引所の定める諸規則等を遵守し、受益権上場取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

名義登録受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。受益者は、原則として、受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。

ただし、名義登録受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する受領権

受益者^{*}は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

^{*} 信託終了日の3営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者を、信託終了日現在の受益者とみなします。以下「償還時受益者」といいます。

償還金は、信託終了日後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、償還時受益者に対して、受託会社または受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）等から支払います。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として一部解約請求受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

また、一部解約請求不可日には、一部解約の実行の請求はできません。（一部解約請求不可日については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等 （1）解約」を参照してください。一部解約請求不可日は委託会社に確認してください。）

(4) 買取請求権

受益者は、すべての受益権上場取引所において上場廃止となった場合には、信託終了日の3営業日前までに、販売会社に対してその受益権を買取る旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成26年11月15日から平成27年11月14日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際のＥＴＦ ＶＩＸ短期先物指数】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間末 (平成26年11月14日現在)	第5期計算期間末 (平成27年11月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,427,795	16,705,232
金銭信託	224,427	938,717
コール・ローン	154,672,658	108,941,742
社債券	14,762,904,243	17,536,910,641
未収利息	127	178
流動資産合計	14,937,229,250	17,663,496,510
資産合計	14,937,229,250	17,663,496,510
負債の部		
流動負債		
未払金	299,868,195	-
未払受託者報酬	3,558,516	6,491,112
未払委託者報酬	22,062,747	40,244,818
その他未払費用	284,619	519,228
流動負債合計	325,774,077	47,255,158
負債合計	325,774,077	47,255,158
純資産の部		
元本等		
元本	225,922,765,692	363,245,814,144
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	211,311,310,519	345,629,572,792
元本等合計	14,611,455,173	17,616,241,352
純資産合計	14,611,455,173	17,616,241,352
負債純資産合計	14,937,229,250	17,663,496,510

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 自 平成25年11月15日 至 平成26年11月14日	第5期計算期間 自 平成26年11月15日 至 平成27年11月14日
営業収益		
受取利息	88,606	301,460
有価証券売買等損益	4,214,935,389	2,050,058,847
為替差損益	2,504,543,913	890,229,465
その他収益	1,654,630	2,951,500
営業収益合計	1,708,648,240	1,156,576,422
営業費用		
受託者報酬	6,168,172	12,264,005
委託者報酬	38,242,512	76,036,685
その他費用	2,925,784	6,384,914
営業費用合計	47,336,468	94,685,604
営業利益又は営業損失（ ）	1,755,984,708	1,251,262,026
経常利益又は経常損失（ ）	1,755,984,708	1,251,262,026
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,755,984,708	1,251,262,026
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	99,477,348,187	211,311,310,519
剰余金増加額又は欠損金減少額	123,454,672,376	606,979,257,753
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	123,454,672,376	606,979,257,753
剰余金減少額又は欠損金増加額	233,532,650,000	740,046,258,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	233,532,650,000	740,046,258,000
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	211,311,310,519	345,629,572,792

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期計算期間
	自 平成26年11月15日 至 平成27年11月14日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第4期計算期間末 （平成26年11月14日現在）	第5期計算期間末 （平成27年11月14日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 17,256,551口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 27,745,632口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 211,311,310,519円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 345,629,572,792円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 847円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 635円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第4期計算期間 自 平成25年11月15日 至 平成26年11月14日	第5期計算期間 自 平成26年11月15日 至 平成27年11月14日
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(1)金融商品に対する取組方針 同左 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

第4期計算期間末 （平成26年11月14日現在）	第5期計算期間末 （平成27年11月14日現在）
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2)時価の算定方法 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)時価の算定方法 有価証券 同左
派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。	派生商品評価勘定 －
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期計算期間末 （平成26年11月14日現在）	第5期計算期間末 （平成27年11月14日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
社債券	925,893,255	561,093,999
合計	925,893,255	561,093,999

（デリバティブ取引に関する注記）

第4期計算期間末（平成26年11月14日現在）

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	299,873,480	—	299,873,480	—
	アメリカ・ドル	299,873,480	—	299,873,480	—
合計		299,873,480	—	299,873,480	—

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- １．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

第5期計算期間末（平成27年11月14日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間 自 平成25年11月15日 至 平成26年11月14日	第5期計算期間 自 平成26年11月15日 至 平成27年11月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第5期計算期間 自 平成26年11月15日 至 平成27年11月14日
該当事項はありません。

（元本の増減）

第4期計算期間末 （平成26年11月14日現在）		第5期計算期間末 （平成27年11月14日現在）	
期首元本額	109,458,284,400円	期首元本額	225,922,765,692円
期中追加設定元本額	249,664,440,000円	期中追加設定元本額	783,399,096,000円
期中一部解約元本額	133,199,958,708円	期中一部解約元本額	646,076,047,548円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式（平成27年11月14日現在）

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成27年11月14日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	VIX SHORT BARC2012 NOTE	1,765,192,000.00	57,898,297.60	
		VIX SHORT JPM1603 NOTE	114,030,000.00	85,166,726.40	
	小計	銘柄数：2	1,879,222,000.00	143,065,024.00	
					(17,536,910,641)
		組入時価比率：99.5%		100.0%	
合計				17,536,910,641	
				(17,536,910,641)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年11月30日現在

（単位：円）

資 産 総 額	19,601,731,270
負 債 総 額	3,449,469,538
純資産総額（ - ）	16,152,261,732
発 行 済 口 数	27,525,632 口
1口当たり純資産価額（ / ）	587

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

- １ 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。

２ 受益者等名簿

受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日において、振替機関が定める諸規則に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

受益者は、原則として、受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

- ３ 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

- ４ 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

- 償還金

償還金は、信託終了日の３営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者を信託終了日現在の受益者とみなし、受託者または受益権を上場した金融商品取引所の会員等（口座管理機関であるものに限ります。）から当該受益者に対して支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成27年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	746	10,325,621
追加型公社債投資信託	21	1,707,500
単位型株式投資信託	54	568,413
単位型公社債投資信託	4	129,920
合 計	825	12,731,453

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度に係る中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

三菱ＵＦＪ投信株式会社は、平成27年7月1日をもって、国際投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更いたしました。

当社の財務諸表に引き続き、合併非存続会社である国際投信投資顧問株式会社の第18期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

(１) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 33,576,940	2 36,357,893
有価証券	120,983	22,882
前払費用	166,599	176,701
未収入金	168,410	23,936
未収委託者報酬	6,895,748	9,228,869
未収収益	2 64,325	2 319,107
繰延税金資産	399,128	403,942
金銭の信託	2 30,000	2 30,000
その他	111,434	67,760
流動資産合計	41,533,570	46,631,094
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 254,682	1 248,246
器具備品	1 178,962	1 168,129
土地	1,205,031	1,205,031
有形固定資産合計	1,638,676	1,621,408
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	1,147,522	1,026,791
ソフトウェア仮勘定	105,254	156,784
無形固定資産合計	1,268,599	1,199,398
投資その他の資産		
投資有価証券	19,370,921	22,358,170
関係会社株式	320,136	320,136
長期差入保証金	2 813,838	2 1,477,422
その他	15,035	15,035
投資その他の資産合計	20,519,931	24,170,765
固定資産合計	23,427,207	26,991,572
資産合計	64,960,778	73,622,666

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	270,374	133,735
未払金		
未払収益分配金	62,872	91,148
未払償還金	927,297	842,143
未払手数料	2 2,914,613	2 4,058,921
その他未払金	56,199	2 1,870,235
未払費用	2 1,623,932	2 2,601,694
未払消費税等	266,187	821,991
未払法人税等	2,228,949	978,570
賞与引当金	585,962	531,214
その他	383,684	474,361
流動負債合計	9,320,074	12,404,016
固定負債		
退職給付引当金	154,690	72,860
役員退職慰労引当金	63,000	54,457
時効後支払損引当金	226,128	179,272
繰延税金負債	253,904	521,091
固定負債合計	697,725	827,682
負債合計	10,017,799	13,231,698
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,710,993	48,527,422
利益剰余金合計	51,051,583	55,868,012
株主資本合計	53,273,811	58,090,240

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,669,167	2,300,727
評価差額金		
評価・換算差額等合計	1,669,167	2,300,727
純資産合計	54,942,978	60,390,967
負債純資産合計	64,960,778	73,622,666

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	53,423,757	55,991,189
投資顧問料	139,837	977,515
その他営業収益	99,673	64,153
営業収益合計	53,663,268	57,032,858
営業費用		
支払手数料	2 21,905,982	2 23,818,405
広告宣伝費	694,552	535,944
公告費	1,062	159
調査費		
調査費	977,602	1,033,649
委託調査費	11,329,088	11,249,449
事務委託費	263,721	384,717
営業雑経費		
通信費	97,901	96,330
印刷費	510,065	501,608
協会費	40,060	37,491
諸会費	7,806	7,500
事務機器関連費	1,041,363	1,106,507
その他営業雑経費	12,477	25,589
営業費用合計	36,881,683	38,797,354
一般管理費		
給料		
役員報酬	205,947	217,230
給料・手当	3,814,639	3,861,536
賞与引当金繰入	585,962	531,214
福利厚生費	603,032	624,046
交際費	21,433	19,399
旅費交通費	143,037	144,427
租税公課	123,549	151,546
不動産賃借料	692,573	695,761
退職給付費用	256,292	131,361
役員退職慰労引当金繰入	20,252	27,418
固定資産減価償却費	467,545	502,450
諸経費	300,280	350,379
一般管理費合計	7,234,545	7,256,773
営業利益	9,547,039	10,978,730

(単位：千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	287,886	338,814
有価証券利息	2 3,249	2 885
受取利息	2 19,503	2 14,761
投資有価証券償還益	1,862	661,460
収益分配金等時効完成分	64,449	91,184
その他	2,886	39,204
営業外収益合計	379,836	1,146,311
営業外費用		
投資有価証券償還損	57	—
時効後支払損引当金繰入	49,112	—
事務過誤費	1,389	12,183
その他	4,097	948
営業外費用合計	54,656	13,132
経常利益	9,872,219	12,111,909
特別利益		
投資有価証券売却益	767,140	822,382
特別利益合計	767,140	822,382
特別損失		
投資有価証券売却損	49,266	16,139
投資有価証券評価損	—	46,720
固定資産除却損	1 466	1 27,530
合併関連費用	—	24,938
特別損失合計	49,732	115,327
税引前当期純利益	10,589,626	12,818,964
法人税、住民税及び事業税	3,847,871	4,549,367
法人税等調整額	11,641	70,070
法人税等合計	3,859,512	4,619,438
当期純利益	6,730,113	8,199,525

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						2,705,336	2,705,336	2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,187	128,187	128,187
当期変動額合計	128,187	128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811
会計方針の変更による累積的影響額						7,631	7,631	7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,703,362	51,043,952	53,266,179
当期変動額								
剰余金の配当						3,375,465	3,375,465	3,375,465
当期純利益						8,199,525	8,199,525	8,199,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,824,060	4,824,060	4,824,060
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978
会計方針の変更による累積的影響額			7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,935,347
当期変動額			
剰余金の配当			3,375,465
当期純利益			8,199,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	631,560	631,560	631,560
当期変動額合計	631,560	631,560	5,455,620
当期末残高	2,300,727	2,300,727	60,390,967

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,707千円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は42.26円減少し、1株当たり当期純利益金額は、19.22円増加しております。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
建物	258,119千円	281,481千円
器具備品	374,405千円	433,077千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
預金	30,782,482千円	33,450,301千円
未収収益	34,750千円	27,125千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期差入保証金	804,456千円	792,370千円
未払手数料	1,802,448千円	2,894,875千円
その他未払金	-	1,731,659千円
未払費用	171,067千円	244,325千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
器具備品	466千円	0千円
ソフトウェア	—	27,530千円
計	466千円	27,530千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
支払手数料	11,642,746千円	12,949,353千円
有価証券利息	2,051千円	224千円
受取利息	19,503千円	14,761千円
法人税、住民税及び事業税	—	2,895,803千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,375,465千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	27,200円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月30日

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,375,465千円
1株当たり配当額	27,200円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	4,107,643千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	-
(2) 有価証券	120,983	120,983	-
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	-
(4) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	-
資産計	59,925,694	59,925,694	-
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	-
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	-
負債計	5,143,563	5,143,563	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	36,357,893	36,357,893	-
(2) 有価証券	22,882	22,882	-
(3) 未収委託者報酬	9,228,869	9,228,869	-
(4) 投資有価証券	22,319,270	22,319,270	-
資産計	67,928,915	67,928,915	-
(1) 未払手数料	4,058,921	4,058,921	-
負債計	4,058,921	4,058,921	-

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注３) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	-	-	-
未収委託者報酬	6,895,748	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

第30期（平成27年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,357,893	-	-	-
未収委託者報酬	9,228,869	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	22,882	5,289,067	8,651,010	2,275
合計	45,609,645	5,289,067	8,651,010	2,275

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

2. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小 計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,189,065	3,212,015	22,950
	小 計	3,189,065	3,212,015	22,950
合 計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

第30期（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,166,008	14,990,554	3,175,453
	小 計	18,166,008	14,990,554	3,175,453
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,176,144	4,222,888	46,743
	小 計	4,176,144	4,222,888	46,743
合 計		22,342,152	19,213,442	3,128,710

3. 売却したその他有価証券

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,836,955	767,140	49,266
合 計	3,836,955	767,140	49,266

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	6,350,253	822,382	16,139
合 計	6,350,253	822,382	16,139

4.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について46,720千円（その他有価証券のその他46,720千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	382,988 千円	325,496 千円
勤務費用	425	880
利息費用	5,724	971
数理計算上の差異の発生額	432	652
退職給付の支払額	75,066	64,524
退職給付債務の期末残高	313,639	263,476

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	143,462 千円	163,205 千円
期待運用収益	2,151	2,448
数理計算上の差異の発生額	3,824	6,477
事業主からの拠出額	88,833	88,833
退職給付の支払額	75,066	64,524
年金資産の期末残高	163,205	196,439

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	311,889 千円	260,846 千円
年金資産	163,205	196,439
	148,683	64,406
非積立型制度の退職給付債務	1,750	2,630
未認識数理計算上の差異	4,257	5,824
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690	72,860
退職給付引当金	154,690	72,860
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690	72,860

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	425 千円	880 千円
利息費用	5,724	971
期待運用収益	2,151	2,448
数理計算上の差異の費用処理額	119,749	4,257
その他	25,147	24,509
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895	19,655

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
債券	31.1 %	38.3 %
株式	13.1	14.9
その他	55.8	46.8
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
割引率	1.5%	0.2%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度は107,397千円、当事業年度は111,706千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	527,037 千円	466,806 千円
投資有価証券評価損	42,394	18,586
ゴルフ会員権評価損	8,505	7,717
未払事業税	154,726	197,017
賞与引当金	208,836	175,831
役員退職慰労引当金	22,453	17,611
退職給付引当金	55,131	24,096
減価償却超過額	10,659	8,993
委託者報酬	136,745	153,408
長期差入保証金	30,510	31,593
時効後支払損引当金	80,592	57,976
その他	41,232	37,427
繰延税金資産 小計	1,318,825	1,197,069
評価性引当額	542,145	486,235
繰延税金資産 合計	776,680	710,834
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	631,455	827,982
その他	1	-
繰延税金負債 合計	631,456	827,982
繰延税金資産の純額	145,223	117,148

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は23,125千円減少し、法人税等調整額が61,362千円、その他有価証券評価差額金が84,488千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051 千円		
							マルチコーラブル預金の預入	6,500,000 千円	現金及び預金	10,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 直接25.0% 間接75.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	2,895,803 千円	その他未払金	1,731,659 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借 投資の助言	投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料 投資助言料	4,974,381 千円 671,086 千円 260,044 千円	未払手数料 長期差入保証金 未払費用	670,653 千円 787,856 千円 158,208 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払 譲渡性預金の預入 譲渡性預金に係る受取利息 マルチコラブル預金の預入 マルチコラブル預金に係る受取利息	7,974,972 千円 3,000,000 千円 224 千円 9,000,000 千円 10,710 千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	2,224,222 千円 9,000,000 千円 247 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタン レー証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	3,638,642 千円	未払手数料	544,991 千円

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタン レー証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,305,212 千円	未払手数料	483,155 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	442,738.63円	486,639.33円
1株当たり当期純利益金額	54,232.25円	66,072.98円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益金額（千円）	6,730,113	8,199,525
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	6,730,113	8,199,525
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）

共通支配下の取引等

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て発生する予定です。

（1）取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

（2）実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在)	
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	72,009,092
有価証券	1,753,659
前払費用	294,593
未収入金	73,788
未収委託者報酬	11,573,543
未収収益	611,458
繰延税金資産	622,806
金銭の信託	30,000
その他	336,109
流動資産合計	87,305,053
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 877,930
器具備品	1 834,648
土地	1,356,000
有形固定資産合計	3,068,578
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	2,008,755
ソフトウェア仮勘定	255,597
その他	102
無形固定資産合計	2,280,277
投資その他の資産	
投資有価証券	26,388,984
関係会社株式	320,136
長期差入保証金	697,763
前払年金費用	470,903
繰延税金資産	858,800
その他	99,900
貸倒引当金	70,800
投資その他の資産合計	28,765,688
固定資産合計	34,114,544
資産合計	121,419,598

(単位：千円)

第31期中間会計期間
(平成27年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	143,835
未払金	
未払収益分配金	93,879
未払償還金	823,662
未払手数料	5,006,466
その他未払金	2,010,137
未払費用	3,555,413
未払消費税等	2 396,594
未払法人税等	864,983
賞与引当金	932,175
その他	565,777
流動負債合計	14,392,925

固定負債

退職給付引当金	562,020
役員退職慰労引当金	150,706
時効後支払損引当金	222,951
固定負債合計	935,678

負債合計	15,328,604
------	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712

利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	50,805,407
利益剰余金合計	58,145,996
株主資本合計	104,878,840

(単位：千円)

第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券	1,222,964
評価差額金	
繰延ヘッジ損益	10,811
評価・換算差額等合計	1,212,152
純資産合計	106,090,993
負債純資産合計	121,419,598

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	37,657,798
投資顧問料	1,003,172
その他営業収益	20,770
営業収益合計	38,681,741
営業費用	
支払手数料	16,093,305
広告宣伝費	317,241
調査費	
調査費	700,375
委託調査費	6,849,721
事務委託費	298,518
営業雑経費	
通信費	42,683
印刷費	326,000
協会費	23,296
諸会費	3,941
事務機器関連費	796,558
その他営業雑経費	20,742
営業費用合計	25,472,385
一般管理費	
給料	
役員報酬	128,737
給料・手当	2,329,933
賞与引当金繰入	765,000
福利厚生費	469,884
交際費	7,288
旅費交通費	84,653
租税公課	130,153
不動産賃借料	431,752
退職給付費用	127,445
役員退職慰労引当金繰入	18,286
固定資産減価償却費	1 495,988
諸経費	190,320
一般管理費合計	5,179,442
営業利益	8,029,913

(単位：千円)

第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	127,635
有価証券利息	258
受取利息	5,966
収益分配金等時効完成分	70,268
その他	8,257
営業外収益合計	212,386
営業外費用	
投資有価証券償還損	379
時効後支払損引当金繰入	55,335
その他	1,997
営業外費用合計	57,712
経常利益	8,184,587
特別利益	
投資有価証券売却益	368,437
特別利益合計	368,437
特別損失	
投資有価証券売却損	13,781
有価証券評価損	67,284
投資有価証券評価損	15,246
減損損失	2 42,073
合併関連費用	496,644
特別損失合計	635,029
税引前中間純利益	7,917,995
法人税、住民税及び事業税	2,705,257
法人税等調整額	1,172,890
法人税等合計	1,532,366
中間純利益	6,385,628

(3)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日 ）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096		222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当中間期変動額									
剰余金の配当							4,107,643	4,107,643	4,107,643
中間純利益							6,385,628	6,385,628	6,385,628
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	3,350,000	41,160,616	44,510,616	—	—	2,277,984	2,277,984	46,788,600
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	50,805,407	58,145,996	104,878,840

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,300,727		2,300,727	60,390,967
当中間期変動額				
剰余金の配当				4,107,643
中間純利益				6,385,628
合併による増加	903,495	148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,981,258	137,934	1,843,324	1,843,324
当中間期変動額合計	1,077,763	10,811	1,088,574	45,700,025
当中間期末残高	1,222,964	10,811	1,212,152	106,090,993

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象...投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在)	
建物	428,597千円
器具備品	810,435千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	
有形固定資産	157,519千円
無形固定資産	338,469千円

2 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産（不動産）	土地	35,031千円
東京都千代田区（本社）	遊休資産（美術品）	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	124,098	87,483	-	211,581
合計	124,098	87,483	-	211,581

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式１株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,107,643千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

（リース取引関係）

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	678,116千円
１年超	2,990,874千円
合計	3,668,990千円

（金融商品関係）

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	72,009,092	72,009,092	-
(2) 有価証券	1,753,659	1,753,659	-
(3) 未収委託者報酬	11,573,543	11,573,543	-
(4) 投資有価証券	26,220,254	26,220,254	-
資産計	111,556,549	111,556,549	-
(1) 未払手数料	5,006,466	5,006,466	-
負債計	5,006,466	5,006,466	-
デリバティブ取引()	17,992	17,992	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額168,730千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間（平成27年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	130,126	30,541	99,584
	債券	-	-	-
	その他	17,387,361	15,125,296	2,262,064
	小 計	17,517,488	15,155,838	2,361,649
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	10,456,424	11,013,855	557,430
	小 計	10,456,424	11,013,855	557,430
合 計		27,973,913	26,169,694	1,804,218

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券について、当中間会計期間において82,530千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（注２）非上場株式（中間貸借対照表計上額168,730千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	1,003,132	-	17,992
合 計			1,003,132	-	17,992

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て、国際投信投資顧問株式会社と合併いたしました。

（１）取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
1株当たり純資産額	501,420.23円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	106,090,993
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	106,090,993
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	37,991.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	6,385,628
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,385,628
普通株式の期中平均株式数(株)	168,078

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（参考）国際投信投資顧問株式会社の経理状況

当該（参考）において、国際投信投資顧問株式会社を「当社」という。

- １．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- ２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月３０日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成２７年４月３０日に三菱ＵＦＪ投信株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)貸借対照表

		第17期 (平成26年3月31日現在)		第18期 (平成27年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			3,954,210		6,326,139
有価証券			20,259,251		12,221,461
前払費用			72,804		74,664
未収委託者報酬			2,977,222		3,472,417
未収収益			232,197		185,024
繰延税金資産			275,970		356,506
その他	1		47,462		94,375
流動資産計			27,819,119		22,730,588
固定資産					
有形固定資産			568,996		423,895
建物	2	211,289		70,370	
器具備品	2	171,707		167,525	
土地		186,000		186,000	
無形固定資産			1,153,814		1,268,125
ソフトウェア		1,153,620		1,216,565	
ソフトウェア仮勘定		-		51,427	
その他		193		132	
投資その他の資産			62,409,350		45,376,287
投資有価証券	1	61,482,439		44,588,082	
従業員貸付金		4,095		2,475	
長期差入保証金		476,321		350,058	
繰延税金資産		195,987		-	
その他		321,307		506,470	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,132,161		47,068,308
資産合計			91,951,280		69,798,897

		第17期 （平成26年3月31日現在）		第18期 （平成27年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			45,997		150,430
未払金			1,556,991		2,357,646
未払収益分配金		977		850	
未払償還金		61,457		59,668	
未払手数料		1,253,078		1,521,415	
その他未払金		241,477		775,711	
未払費用			931,078		1,091,231
未払法人税等			1,743,743		1,626,371
賞与引当金			389,748		424,992
役員賞与引当金			51,500		42,600
その他			-		4,048
流動負債計			4,719,058		5,697,319
固定負債					
時効後支払損引当金			1,622		197
退職給付引当金			600,694		602,458
役員退職慰労引当金			195,240		143,410
繰延税金負債			-		105,737
固定負債計			797,556		851,802
負債合計			5,516,615		6,549,121
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			82,965,637		87,954,771
その他利益剰余金		82,965,637		87,954,771	
繰越利益剰余金		82,965,637		87,954,771	
自己株式			50,310		28,629,561
株主資本合計			86,265,326		62,675,209
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			169,338		651,669
繰延ヘッジ損益			-		77,103
評価・換算差額等合計			169,338		574,565
純資産合計			86,434,665		63,249,775
負債・純資産合計			91,951,280		69,798,897

(2)損益計算書

		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日		第18期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			36,005,743		35,628,732
投資顧問料			797,798		618,156
営業収益計			36,803,541		36,246,888
営業費用					
支払手数料			14,353,026		14,804,786
広告宣伝費			418,056		121,935
公告費			5,369		1,711
調査費			4,969,935		5,119,269
調査費		697,463		726,745	
委託調査費		4,272,471		4,392,523	
委託計算費			405,651		438,072
営業雑経費			673,061		624,644
通信費		120,866		106,229	
印刷費		519,008		488,455	
協会費		24,375		21,965	
諸会費		4,064		3,718	
諸経費		4,746		4,275	
営業費用計			20,825,101		21,110,418
一般管理費					
給料			3,358,976		3,331,511
役員報酬		222,474		217,933	
給与・手当		2,817,356		2,800,715	
賞与		319,145		312,862	
賞与引当金繰入			380,988		423,492
役員賞与引当金繰入			47,770		35,098
福利厚生費			519,682		523,204
交際費			35,169		20,236
旅費交通費			219,798		138,386
租税公課			95,459		98,273

		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日		第18期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			592,877		605,279
退職給付費用			241,032		220,937
役員退職慰労引当金			45,980		48,390
繰入					
固定資産減価償却費			587,330		554,536
諸経費			1,579,964		1,458,948
一般管理費計			7,705,029		7,458,295
営業利益			8,273,410		7,678,174
営業外収益					
受取配当金			9,501		9,113
有価証券利息			324,053		292,920
受取利息			727		1,180
投資有価証券償還益			20,932		45,653
投資有価証券売却益			134,549		-
時効成立分配金・償還金			3,068		2,005
その他			25,662		24,262
営業外収益計			518,494		375,134
営業外費用					
その他			2,595		3,018
営業外費用計			2,595		3,018
経常利益			8,789,309		8,050,291
特別利益					
投資有価証券償還益	1		226,404		-
投資有価証券売却益	2		121,800		35,182
特別利益計			348,204		35,182
特別損失					
合併関連費用			-		287,083
投資有価証券売却損			-		2,774
投資有価証券評価減			42,622		7,767
ゴルフ会員権評価減			-		8,300
特別損失計			42,622		305,925
税引前当期純利益			9,094,890		7,779,548
法人税、住民税 及び事業税			3,225,639		2,849,003
法人税等調整額			53,478		3,838
当期純利益			5,815,773		4,926,705

(3)株主資本等変動計算書

第17期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成25年４月１日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首 残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				5,324,989	5,324,989
当期純利益				5,815,773	5,815,773
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	490,783	490,783
平成26年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成25年４月１日残高	50,310	85,774,543	666,747	-	666,747	86,441,290
会計方針の変更による累積的影響額		-				-
会計方針の変更を反映した当期首 残高	50,310	85,774,543	666,747	-	666,747	86,441,290
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		5,324,989				5,324,989
当期純利益		5,815,773				5,815,773
自己株式の取得	-	-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)			497,409	-	497,409	497,409
事業年度中の変動額合計	-	490,783	497,409	-	497,409	6,625
平成26年３月31日残高	50,310	86,265,326	169,338	-	169,338	86,434,665

第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成26年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637
会計方針の変更による累積的影響額				62,427	62,427
会計方針の変更を反映した当期首 残高	2,680,000	670,000	670,000	83,028,065	83,028,065
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				-	-
当期純利益				4,926,705	4,926,705
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,926,705	4,926,705
平成27年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	87,954,771	87,954,771

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	50,310	86,265,326	169,338	-	169,338	86,434,665
会計方針の変更による累積的影響額		62,427				62,427
会計方針の変更を反映した当期首 残高	50,310	86,327,754	169,338	-	169,338	86,497,093
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		-				-
当期純利益		4,926,705				4,926,705
自己株式の取得	28,579,250	28,579,250				28,579,250
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)			482,330	77,103	405,227	405,227
事業年度中の変動額合計	28,579,250	23,652,545	482,330	77,103	405,227	23,247,317
平成27年3月31日残高	28,629,561	62,675,209	651,669	77,103	574,565	63,249,775

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象...投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた46,594千円は、「投資有価証券償還益」20,932千円、「その他」25,662千円として組み替えております。

（追加情報）

連結納税制度の適用

当社は、平成28年３月期より株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループを連結納税親会社とする連結納税制度の適用を受けます。このため、当事業年度末より、実務対応報告第５号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（平成23年３月18日 企業会計基準委員会）及び実務対応報告第７号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（平成22年６月30日 企業会計基準委員会）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

（貸借対照表関係）

第17期 (平成26年３月31日現在)	第18期 (平成27年３月31日現在)												
2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>562,983千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>594,582千円</td></tr> </table>	建物	562,983千円	器具備品	594,582千円	1. 担保に供している資産は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>投資有価証券</td><td>100,770千円</td></tr> <tr> <td>先物取引証拠金</td><td>89,447千円</td></tr> </table> なお、先物取引証拠金は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>587,858千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>654,914千円</td></tr> </table>	投資有価証券	100,770千円	先物取引証拠金	89,447千円	建物	587,858千円	器具備品	654,914千円
建物	562,983千円												
器具備品	594,582千円												
投資有価証券	100,770千円												
先物取引証拠金	89,447千円												
建物	587,858千円												
器具備品	654,914千円												

（損益計算書関係）

第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	第18期 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
1. 特別利益に記載の投資有価証券償還益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権が償還されたことによるものであります。 2. 特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	— —

（株主資本等変動計算書関係）

・第17期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	-	-	10

３．配当に関する事項

(１) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

．第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式(注)	10	4,282	-	4,293

(注)自己株式の増加は、平成26年6月25日の株主総会決議による自己株式の取得によるものです。

３．配当に関する事項

(１) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	19,500百万円	2,240,051円	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リース取引関係）

第17期 (平成26年3月31日現在)	第18期 (平成27年3月31日現在)
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 474,236千円	1年内 2,160千円
1年超 8,820千円	1年超 6,480千円
合計 483,056千円	合計 8,640千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。デリバティブ取引は、信用リスク及び市場リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しています。また、管理規定に従い権限者の承認を得て執行・管理を行っており、定期的に経営に報告しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第17期（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	3,954,210	3,954,210	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	81,610,860	81,610,860	-
（３）未収委託者報酬	2,977,222	2,977,222	-
資産計	88,542,293	88,542,293	-
（１）未払手数料	1,253,078	1,253,078	-
（２）未払法人税等	1,743,743	1,743,743	-
負債計	2,996,821	2,996,821	-

第18期（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	6,326,139	6,326,139	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	56,678,713	56,678,713	-
（３）未収委託者報酬	3,472,417	3,472,417	-
資産計	66,477,270	66,477,270	-
（１）未払手数料	1,521,415	1,521,415	-
（２）未払法人税等	1,626,371	1,626,371	-
負債計	3,147,786	3,147,786	-
デリバティブ取引	(4,048)	(4,048)	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

（注１）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第17期 (平成26年3月31日現在)	第18期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式(*1)	130,830	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第17期（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	3,954,210	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	11,700,000	20,300,000	12,000,000
(2) 社債	2,400,000	1,500,000	700,000
(3) その他	6,050,000	12,300,000	5,500,000
未収委託者報酬	2,977,222	-	-
合計	27,081,432	34,100,000	18,200,000

第18期（平成27年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	6,326,139	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	7,300,000	13,000,000	7,800,000
(2) 社債	-	2,200,000	1,200,000
(3) その他	4,900,000	6,700,000	2,500,000
未収委託者報酬	3,472,417	-	-
合計	21,998,556	21,900,000	11,500,000

（有価証券関係）

．第17期（平成26年３月31日現在）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(１) 株式	131,964	30,541	101,422
	(２) 債券			
	国債	39,577,933	39,511,949	65,983
	社債	3,964,648	3,962,232	2,415
	その他	17,508,558	17,489,629	18,928
	(３) その他	5,147,004	4,945,207	201,797
	小計	66,330,108	65,939,561	390,546
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(１) 株式	-	-	-
	(２) 債券			
	国債	4,612,544	4,613,998	1,454
	社債	702,338	702,452	114
	その他	6,411,894	6,419,144	7,250
	(３) その他	3,553,976	3,684,180	130,204
	小計	15,280,752	15,419,775	139,023
合計		81,610,860	81,359,337	251,522

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(１) 株式	-	-	-
(２) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(３) その他	1,393,219	256,349	-
合計	1,393,219	256,349	-

．第18期（平成27年 3月31日現在）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	153,418	30,541	122,876
	(2) 債券			
	国債	23,393,530	23,352,168	41,361
	社債	2,236,987	2,234,923	2,063
	その他	11,218,449	11,212,260	6,188
	(3) その他	9,291,789	8,386,112	905,676
	小計	46,294,173	45,216,006	1,078,166
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	4,813,880	4,829,869	15,989
	社債	1,206,456	1,211,508	5,052
	その他	2,897,915	2,904,312	6,397
	(3) その他	1,466,289	1,563,529	97,239
	小計	10,384,540	10,509,219	124,678
合計		56,678,713	55,725,226	953,487

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて7,767千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債	14,044,230	29,133	131
社債	1,318,265	-	1,677
その他	7,311,009	6,049	965
(3) その他	231,301	13,113	-
合計	22,904,805	48,295	2,774

（デリバティブ取引関係）

．第17期（平成26年 3月31日現在）

該当事項はありません。

・第18期（平成27年3月31日現在）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理 方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	1,089,902	-	4,048
合計			1,089,902	-	4,048

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第17期 （平成26年3月31日現在）	第18期 （平成27年3月31日現在）
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	65,219千円	2,517千円
ゴルフ会員権評価減	50,925	-
賞与引当金	138,906	140,672
退職給付引当金	132,184	57,949
役員退職慰労引当金	69,583	46,378
時効後支払損引当金	578	63
事業税及び事業所税	119,223	117,958
減損損失	304,537	34,784
連結納税適用に伴う時価評価	-	360,922
繰延ヘッジ損益	-	36,853
その他	120,008	200,935
繰延税金資産小計	1,001,167	999,036
評価性引当額	445,916	421,185
繰延税金資産合計	555,251	577,850
繰延税金負債		
未収配当金	1,107	1,433
連結納税適用に伴う時価評価	-	23,829
その他有価証券評価差額金	82,184	301,818
繰延税金負債合計	83,292	327,080
差引：繰延税金資産の純額	471,958	250,769

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）が公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年４月１日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64％から33.10％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64％から32.34％に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16,567千円減少し、法人税等調整額は43,560千円増加しております。

（退職給付関係）

・第17期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,493,252千円
勤務費用	179,146
利息費用	17,203
数理計算上の差異の発生額	80,171
退職給付の支払額	129,844
退職給付債務の期末残高	2,479,586

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,738,225千円
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の発生額	114,900
事業主からの拠出額	214,074
退職給付の支払額	75,507
年金資産の期末残高	2,022,980

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,821,243千円
年金資産	2,022,980
	201,737
非積立型制度の退職給付債務	658,343
未積立退職給付債務	456,605
未認識数理計算上の差異	85,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887
退職給付引当金	600,694
前払年金費用	229,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	179,146千円
利息費用	17,203
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の費用処理額	41,035
確定給付制度に係る退職給付費用	206,096

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56.2%
株式	40.7%
短期金融資産	3.1%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.82%
長期期待運用収益率	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

・第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,479,586千円
会計方針の変更による累積的影響額	96,998
会計方針の変更を反映した期首残高	2,382,588
勤務費用	175,427
利息費用	24,064
数理計算上の差異の発生額	281,917
退職給付の支払額	130,643
退職給付債務の期末残高	2,733,354

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,022,980千円
期待運用収益	36,413
数理計算上の差異の発生額	234,903
事業主からの拠出額	228,563
退職給付の支払額	79,899
年金資産の期末残高	2,442,961

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,075,771千円
年金資産	2,442,961
	367,190
非積立型制度の退職給付債務	657,583
未積立退職給付債務	290,392
未認識数理計算上の差異	111,204
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,187
退職給付引当金	602,458
前払年金費用	423,270
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,187

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	175,427千円
利息費用	24,064
期待運用収益	36,413
数理計算上の差異の費用処理額	21,528
確定給付制度に係る退職給付費用	184,606

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57.5%
株式	39.2%
短期金融資産	3.3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.01%
長期期待運用収益率	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、36,330千円であります。

（セグメント情報等）

第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
セグメント情報	当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。
関連情報	
1．製品及びサービスごとの情報	当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
2．地域ごとの情報	
（1）営業収益	当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
（2）有形固定資産	当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
3．主要な顧客ごとの情報	外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報	該当事項はありません。
報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	該当事項はありません。
報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	該当事項はありません。

第18期

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

．第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1)	3,380,996 千円	未払 手数料	603,222 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及び
ニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

．第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
主要株主	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	186 億円	金融ITソ リユー ション	被所有 直接 10.78%	自己株式の 取得	自己株式 の取得	9,337,933 千円	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）自己株式の取得価格は、第三者による評価を勘案して決定しております。

（注２）当社は株式会社野村総合研究所から、当事業年度中に同社保有の当社株式全部を自己株式として取得しております。これにより、同社は当社の関連当事者ではなくなりました。なお、議決権等の所有割合については、関連当事者でなくなる前の割合を記載しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1)	3,353,765 千円	未払 手数料	508,801 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及び
ニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	第18期 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
１株当たり純資産額 6,655,076円17銭 １株当たり当期純利益 447,788円11銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,815,773千円 普通株式に係る当期純利益 5,815,773千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,987株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	１株当たり純資産額 7,265,779円78銭 １株当たり当期純利益 462,833円96銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 4,926,705千円 普通株式に係る当期純利益 4,926,705千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 10,644株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

（重要な後発事象）

（当社と三菱ＵＦＪ投信株式会社との合併について）

当社と三菱ＵＦＪ投信株式会社は、平成27年4月30日に、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月開催の株主総会における承認を経て発生する予定です。

１．合併の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

２．合併の方法及び合併契約の要旨

（１）合併効力発生日

平成27年7月1日

（２）合併の方法

三菱ＵＦＪ投信株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

（３）合併後の社名（商号）

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

（４）合併比率

当社の普通株式１株につき、三菱ＵＦＪ投信株式会社の普通株式10.0497株の割合をもって割当交付いたします。

３．合併の相手会社の概要

商号	三菱ＵＦＪ投信株式会社
設立年月	昭和60年8月
本社所在地	東京都千代田区
代表者	取締役社長 金上 孝
資本金（注１）	20億円
営業収益（注２）	536.6億円
当期純利益（注２）	67.3億円
資産（注１）	649.6億円
負債（注１）	100.1億円
純資産（注１）	549.4億円
従業員数（注３）	433名

（注１）平成26年3月31日現在です。

（注２）平成26年3月期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）です。

（注３）平成27年3月31日現在です。

（有価証券の売却について）

当社は、保有資産の有効活用を図るため、保有する有価証券の全部及び投資有価証券の一部を、平成27年5月14日までに売却いたしました。

平成28年3月期において、これに伴う売却益61,596千円を特別利益として、売却損26,222千円を特別損失として計上する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成27年３月末現在	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

(２) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成27年３月末現在	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
パークレイズ証券株式会社	32,945	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149	

２【関係業務の概要】

(１) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(２) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（平成27年11月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

- １ 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用することがあります。
- ２ 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - （１） ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - （２） ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - （３） 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第３７条の６の規定）の適用はありません。
 - （４） 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。
 - （５） 課税上の取扱いは上場証券投資信託となります。
- ３ 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - （１） ファンドは、債券など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - （２） 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - （３） 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - （４） 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - （５） 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
 - （６） 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - （７） 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - （８） 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
 - （９） 当ファンドにおける課税上の取扱いを上場証券投資信託とします。
- ４ 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の運用実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- ５ 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。
- ６ 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、委託会社のホームページ等に掲載します。

- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月１６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋口 誠之	印
--------------------	-------------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之	印
--------------------	-------------	---

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成２７年４月３０日開催の取締役会において国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成２７年７月１日とする合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２７年１２月２４日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際のＥＴＦ Ｖ Ｘ短期先物指数の平成２６年１１月１５日から平成２７年１１月１４日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際のＥＴＦ Ｖ Ｘ短期先物指数の平成２７年１１月１４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１２月９日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧社名：三菱ＵＦＪ投信株式会社）の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３１期事業年度の中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧社名：三菱ＵＦＪ投信株式会社）の平成２７年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。